

# 重要事項説明書

[ 2024 年 6 月 1 日現在 ]

訪問看護の提供開始にあたり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者（法人）の名称	医療法人社団大和会
代表者役職・氏名	理事長 大川章裕
所在地・電話番号	(住所) 〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西二丁目12番地の8 (電話) 048(978)0033 (FAX) 048(977)4158
法人設立年月日	昭和62年4月2日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

名 称	訪問看護ステーションけいわ
事業所番号	訪問看護 (指定事業所番号 1160890509)
所在地	〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西二丁目12番地10号
電話番号	048(978)0033
FAX番号	048(977)4158
通常の事業の実施地域	本事業所から半径4kmの区域

※上記以外の区域への訪問看護では1kmにつき100円となります。

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後5時30分まで
その他	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 3 運営方針

#### (1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ① 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- ② 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- ③ 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 訪問看護の提供終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。また、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業者へ情報提供を行うものとする。

### 4 従事者の職種・員数及び職務の内容

#### (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

#### (2) 看護職員：看護師又は准看護師 常勤換算2、5名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、サービスの提供を担当します。

#### (3) 理学療法士・作業療法士：必要人数

指示書に基づき、看護職員の代わりに、サービスの一環としてのリハビリテーションを担当します。

### 5 利用料、その他の費用の額

#### (1) 訪問介護・訪問介護予防の利用料

利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費、介護保険法第53条に規定する介護予防サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

#### ア 基本利用料

### 【介護保険】

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

○地域区分：6級地

○単価：10.42円／単位

訪問看護（要介護） \*令和6年改正

	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
看護師が行う訪問看護	20分未満（314単位）	3,271円	328円	655円	982円
	20分以上30分未満（471単位）	4,907円	491円	982円	1,473円
	30分以上1時間未満（823単位）	8,575円	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上1時間30分未満（1,128単位）	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士等が行う訪問看護	1回につき20分以上（294単位） ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100	3,063円	307円	613円	919円

介護予防訪問看護（要支援）

	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
看護師が行う訪問看護	20分未満（303単位）	3,157円	316円	632円	948円
	20分以上30分未満（451単位）	4,699円	470円	940円	1,410円
	30分以上1時間未満（794単位）	8,273円	828円	1,655円	2,482円
	1時間以上1時間30分未満（1,090単位）	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

理学療法士が行う訪問看護	1回につき20分以上（284単位） ※1日に2回を超えて実施する場合は50/100	2,959円	296円	592円	888円
--------------	--	--------	------	------	------

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算および減算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算および減算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

加算・減算		単位	基本利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
複数名訪問加算Ⅰ (1回につき)	30分未満の場合	254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上の場合	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算Ⅱ (1回につき)	30分未満の場合	201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上の場合	317	3,303円	331円	661円	991円
1時間30分以上の（介護予防）訪問看護を行う場合（1回につき）		300	3,126円	313円	626円	938円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		6	62円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		3	31円	4円	7円	10円
特別管理加算Ⅰ（1月につき）※		500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算Ⅱ（1月につき）※		250	2,605円	261円	521円	782円
緊急時訪問看護加算Ⅰ		600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算Ⅱ		574	5,981円	599円	1,197円	1,795円

初回加算Ⅰ（退院した日）	350	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円
初回加算Ⅱ（退院の翌日以降）	300	3,126 円	313 円	626 円	938 円
退院時共同指導加算（1 回につき）	600	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
早朝・夜間の加算					
・夜間（午後 6 時～午後 10 時） ・早朝（午前 6 時～午前 8 時）	所定単位数の 25%				
・深夜（午後 10 時～午前 6 時）	所定単位数の 50%				
ステーションと同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくはステーションと同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 名以上にサービスを行う場合	上記基本利用料の 10%が減算されます。				
ステーションと同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくはステーションと同一建物の利用者 50 名以上にサービスを行う場合	上記基本利用料の 15%が減算されます。				

キャンセル料	金額
サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、1 提供当たり右記のキャンセル料が掛かるものとする。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急でやむを得ない事情がある場合はキャンセル料を不要とする。	利用予定の前日の午後 5 時以降の連絡は、2,000 円のキャンセル料が発生する。

## (2) その他

利用者は、上記の訪問看護ステーションけいわ料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

## 6 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

毎月、前月分の請求書を15日までに発送します。支払方法を選択していただき、選択した方法で25日までに支払い下さい。

- ① 窓口での現金支払い
- ② 銀行振込

### 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先（昼） \_\_\_\_\_

連絡先（夜） \_\_\_\_\_

主治医 医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

居宅支援事業所 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

#### 8 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 9 感染症蔓延及び災害発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

#### 10 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密な正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

#### 11 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 1 2 苦情処理

- (1) サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

【常設窓口】 (電話) 048-978-0033 (FAX) 048-977-4158

【受付時間】 月曜～金曜日 9時～17時半まで (12月30日～1月3日および祝日を除く)

【担当者】 菊地 真代

【責任者】 辻本 ひとみ

- (2) 市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

【埼玉県国民健康保険団体連合会】

電 話 : 048-824-2568

住 所 : さいたま市中央区大字下落合1704 国保会館

相談日時 : 月曜日から金曜日 8時半から17時 (年末年始・祝日を除く)

【越谷市役所 地域共生部 介護保険課】

電 話 : 048-963-9169

048-963-9305

【春日部市役所 介護保険課 介護保険担当】

電 話 : 048-796-8275

令和 年 月 日

指定訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県越谷市千間台西2-12-8

法人名 医療法人社団大和会

代表者名 理事長 大川 章裕

説明者

事業所名 訪問看護ステーションけいわ

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面より、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_